

「地域を支える建設業」 検討会議

第 45 回全体会議

長野県提出資料

県資料 1	令和 4 年度当初予算について	… 1
県資料 2	次期総合 5 か年計画の策定について	… 7
県資料 3	入札制度等の見直しについて	… 9
県資料 4	公共工事電子契約の導入について	… 15
県資料 5	公共工事設計労務単価等の改定について	… 21
県資料 6	B I M / C I M の推進について	… 23
県資料 7	I C T 活用工事の実施について	… 25
県資料 8	建設産業の次世代を担う人材確保の取組について	… 27
県資料 9	建設部における DX の取組について	… 29
県資料 10	長野県住生活基本計画及び信州健康ゼロエネ住宅指針の策定について	… 31



治水 ONE
NAGANO

©長野県アルクマ
長野県 PR キャラクター「アルクマ」

～みんなできりくむ『流域治水』～
長野県は『流域治水』を推進しています！



Youtube で
動画配信中！

令和4年度当初予算の概要

(組織改正後)
建設政策課

予算編成の基本的な考え方

- 最終年度を迎える「しあわせ信州創造プラン2.0」に掲げる「いのちを守り育む県づくり」の推進のため、災害からの早期復旧のほか、流域治水対策や道路・河川施設等の老朽化対策、災害時における道路の迂回機能強化などの防災・減災対策を着実に実施し、県民の生命と財産を守ります。
- 気象災害の要因とされる気候変動のリスクを低減させるため、信州健康ゼロエネ住宅の普及促進や、ウォークアブルなまちづくりの推進等により、2050ゼロカーボンの実現に向けて取り組みます。
- 「産業の生産性が高い県づくり」や「人をひきつける快適な県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」においても、関係部局をはじめ、地域振興局や市町村、地域の皆様など様々な主体と連携・協働し、社会基盤整備の面から下支えできるよう取り組みます。

予算額

	令和4年度当初予算額 (A)	令和3年度当初予算額 (B)	差引増減 (A) - (B)	前年度比 (A) / (B) %
合 計	1,205億9,169万8千円	1,213億5,257万円	△7億6,087万2千円	99.4
災害復旧費を除く額	1,113億3,669万6千円	1,100億7,518万5千円	12億6,151万1千円	101.1

【性質別内訳】

区 分	令和4年度当初予算額 (A)	令和3年度当初予算額 (B)	差引増減 (A) - (B)	前年度比 (A) / (B) %
公 共 事 業 費	785億8,848万5千円	768億5,617万円	17億3,231万5千円	102.3
補助公共事業費	620億5,369万8千円	602億6,104万3千円	17億9,265万5千円	103.0
県単独公共事業費	165億3,478万7千円	165億9,512万7千円	△6,034万円	99.6
その他補助事業費	24億4,420万5千円	21億9,562万1千円	2億4,858万4千円	111.3
その他県単独事業費	33億6,298万8千円	58億7,333万3千円	△25億1,034万5千円	57.3
災 害 復 旧 費	92億5,500万2千円	112億7,738万5千円	△20億2,238万3千円	82.1
補助災害復旧費	90億3,973万2千円	110億3,599万円	△19億9,625万8千円	81.9
県単独災害復旧費	2億1,527万円	2億4,139万5千円	△2,612万5千円	89.2
直轄事業負担金	181億7,496万8千円	162億1,366万6千円	19億6,130万2千円	112.1
そ の 他 行 政 費	85億6,091万6千円	87億3,126万1千円	△1億7,034万5千円	98.0
公 債 費	2億513万4千円	2億513万4千円	0円	100.0

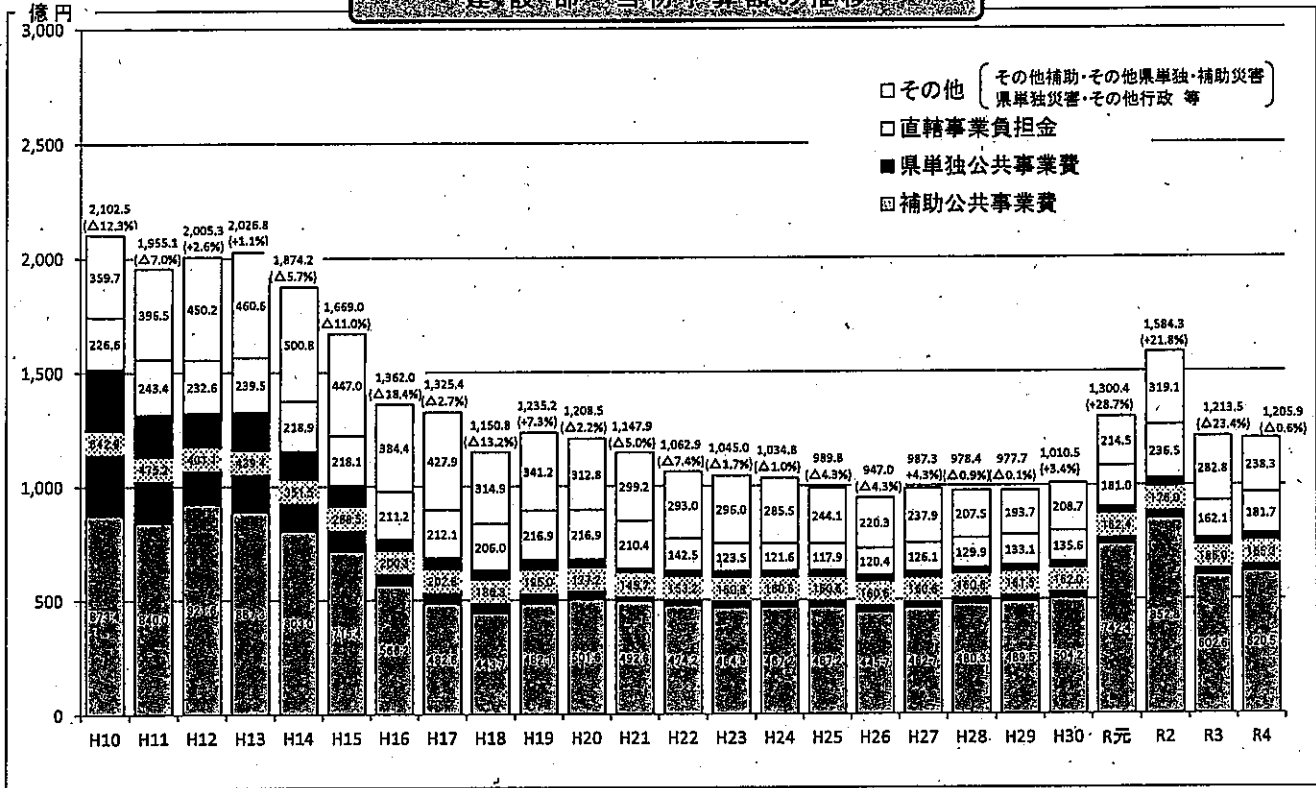
(参考) 補助公共予算における「15か月予算(当初予算+前年度1月又は2月補正)」の比較

当初 予算 + 前年度補正予算 (国補正対応分)※	971億808万7千円	992億1,374万8千円	△21億566万1千円	97.9
---------------------------------	-------------	---------------	-------------	------

※国補正予算対応のうち「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における令和3年度補正予算規模が、前年度と比較して全国的に減少したことにより、前年度同期間比では減

建設部 当初予算額の推移

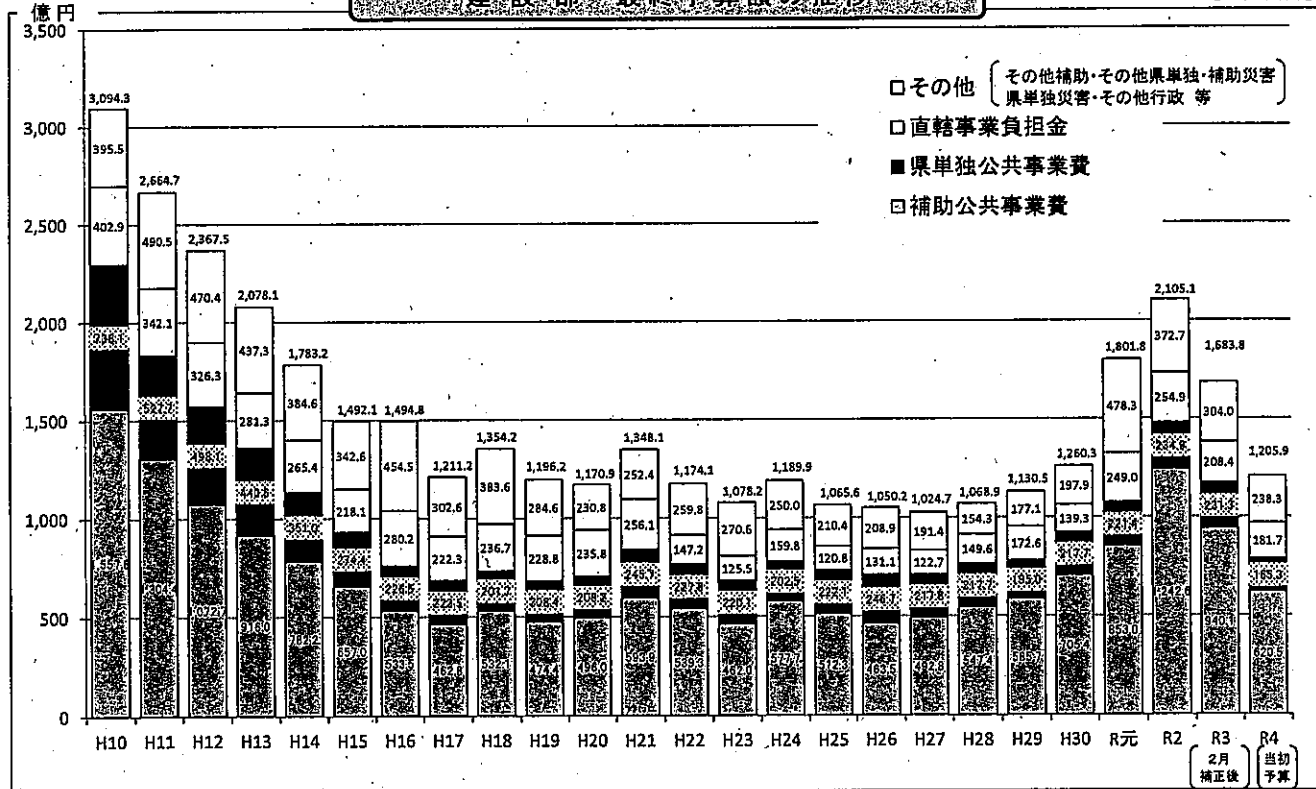
[一般会計]



注)H16以降は下水道事業費を含まない。(環境部へ移管)

建設部 最終予算額の推移

[一般会計]



注)H16以降は下水道事業費を含まない。(環境部へ移管)

3 建政技第 379 号
令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日

建設部 各課 (室・局) 長 様
建設部 現地機関の長 様

建設部長

令和 4 年度の予算執行について (通知)

令和 4 年度の予算は「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等により、近年と同様に大規模なものとなっており、円滑かつ迅速な執行が重要です。また、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善のため、施工時期等の平準化を引き続き推進する必要があります。

それらを踏まえ、令和 4 年度の予算執行について下記のとおり方針を定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

記

1 上半期執行方針

全体 (令和 4 年度当初予算及び令和 3 年度予算繰越分の合計額) の概ね 6 割以上の契約を目標とし、早期発注に努める。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、年間を通じての施工時期等の平準化に努める。

また、委託業務^{*}について、年度末に集中している履行期限を分散化するため、3 月完了件数を年間完了件数の概ね 2 割以下とする。

〔^{*} 対象は、業種の区分が「測量」、「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「建築コンサルタント」とする。ただし、発注者支援業務を除く。〕

3 その他

令和 3 年度 1 月補正予算については、「令和 3 年度 1 月補正予算の執行について (通知)」(令和 4 年 1 月 14 日付け 3 建政技第 322 号) により計画的な執行に努める。

担 当	建設政策課技術管理室企画班 (室長) 栗林 一彦 (担当) 関 貴幸
電 話	026-235-7294 (直通) 8-231-3327 (防災行政無線)
e-mail	gijukan-kikaku@pref.nagano.lg.jp

令和 4 年 (2022 年) 1 月 14 日

建設部 各課 (室・局) 長 様

建設部 現地機関の長 様

建設部長

令和 3 年度 1 月補正予算の執行について (通知)

令和 3 年度 1 月補正予算は、経済対策として「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」を柱の一つにして編成された国の補正予算に対応するものであり、その効率的、効果的な活用のためには、円滑かつ迅速な執行が重要です。また、人材・資機材の効率的な活用や処遇改善のため、発注及び施工時期の平準化を引き続き推進する必要があります。

それらを踏まえ、1 月補正予算に係る建設部の執行方針を下記のとおり定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

記

1. 執行方針

原則として、令和 4 年 4 月末までに部全体で 6 割以上の箇所を公告するとともに、令和 4 年 6 月末までに、すべての箇所を公告することを目標とする。

なお、各現地機関においては、令和 3 年 12 月 13 日付け事務連絡に基づき作成した執行計画を基本とし、計画的な執行に努めること。

2. 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、発注及び施工時期の平準化に努める。

3. 施工確保の取組

円滑な事業執行のため、発注業務にあたっては、別紙「令和 3 年度 1 月補正予算の施工確保の取組」に留意のこと。

建設政策課 技術管理室

栗林 一彦 (室長)

関 貴幸、三宅 隆徳 (企画班)

電話 : 026-235-7294 防災無線 : 8-231-3327

北原 誠、中村 昌貴 (入札・契約班)

電話 : 026-235-7313 防災無線 : 8-231-3346

e-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

令和3年度1月補正予算の施工確保の取組**主な取組内容****(1) 技術者要件の緩和**

- ・ 工事量の増加に対し、技術者を確保するため、監理技術者等の「恒常的な雇用関係」の要件を緩和。(雇用期間 3ヶ月以上→3ヶ月未満でも可)
- ・ 技術者を効率的に配置できるようにするため、主任技術者の兼務の取扱いを緩和。(2件まで→災害復旧工事を含む場合は3件まで)

(2) 適切な規模と内容での発注

- ・ 事業量と労務の需給に係る状況等から地域の実情に応じた適切な規模と内容で発注。
- ・ 発注規模の大型化や入札参加者数の確保を図るため、上位等級工事への参入を拡大した特例発注標準を引き続き適用。

(3) 総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)の拡大

- ・ 発注規模の大型化に伴い地域の守り手である地元建設企業の受注機会を確保するため、引き続き、総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)の適用 価格帯を拡大。(土木一式工事 5千万円→8千万円)

(4) 早期契約・フレックス工期契約(施工期限選択可能)制度の運用を緩和

- ・ 年度末契約の増加に備え、技術者を効率的に活用できるよう、年度内に契約する案件については、工事開始時期を次年度にできるよう運用を緩和。

(5) 不調・不落の状況に応じた要件設定の緩和と適切な予定価格の設定

- ・ 不調・不落抑制に向け、状況に応じて、交通や生活圏を考慮しつつ応札が見込める範囲への地域要件を拡大するなど、要件設定を緩和。
- ・ 標準歩掛や材料単価と実勢価格の乖離があり、不調・不落が発生、もしくは見込まれる場合は、見積を徴取し予定価格を設定。

(6) 近接区間の諸経費取扱いの緩和

- ・ 現場への建設機械の搬入や現場の管理などにおいて、異なる施工箇所としてみなすことが適当と考えられる場合は、諸経費調整を緩和。

現行計画

次期計画

<長野県を取り巻く状況>

- SDGsなど持続可能な社会をめざす気運の高まり
 - ・あらゆる主体の連携による、経済・社会・環境課題への関わり
 - ・SDGsの理念を踏まえた社会づくり
- 技術革新とグローバル化の急速な進展
 - ・技術革新を産業競争力強化に活用
 - ・イノベーションの継続
 - ・国際動向への適応した海外展開と活力の取込み
- 貧困・格差の拡大
 - ・貧困の連鎖や格差拡大の是正
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催
 - ・訪日外国人の受入れ環境整備や海外需要の取込み
 - ・長野オリンピックで培ったスポーツ参加意識や異文化交流の継承
- 急激な人口減少と東京圏への人口流出
 - ・持続可能な社会保障やインフラ整備の仕組み
 - ・担い手不足の中での地域活力の維持・向上
 - ・安心の結婚・出産・子育て、多様な人材の定着
 - ・持続可能な財政
- 広域交通ネットワークの充実
 - ・人や物の流れを呼び込む地域づくり
 - ・県内各地への地域交通の確保
- 人生100年時代へ
 - ・社会保障費の増加
 - ・人生設計のマルチステージ化や教育・就労の仕組みの変革
 - ・多様な価値観を受け入れる受入れ環境づくり

世界的脱炭素の動き
東日本台風災害等
コロナの脅威

(コロナによる)DXの加速化

(コロナによる)社会の分断

コロナによる国際情勢の変化

コロナによる婚姻・出生数の減

コロナによる地方分散の流れ

(コロナによる)価値観の変化・多様化

<長野県を取り巻く状況>

- 気候変動対策や持続可能な社会への意識の高まり
 - ・観光、農林水産業などにおける気候変動対策
 - ・グリーン成長、サーキュラーエコノミーへの転換
 - ・再エネ・省エネの更なる推進
- 自然災害や感染症などの脅威
 - ・気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、自然災害リスクの増加への対応
 - ・インフラの老朽化への対応
 - ・災害時における個人や企業による共助の促進
 - ・次のパンデミックに備えた医療提供体制等の強化
- 新技術・デジタル化の加速
 - ・テレワークの普及を活かした人材、企業の取込み
 - ・ICT投資による中小企業の成長機会の拡大
 - ・IT人材不足への対応
 - ・学び直し（リカレント）の普及
 - ・教育におけるICT活用の促進
 - ・条件不利地域における新技術・デジタル技術の活用
 - ・行政におけるデジタル化の加速
- 社会に存在する様々な格差
 - ・ジェンダー平等の更なる推進
 - ・子どもの貧困格差の是正
 - ・就業形態や就職時期による格差の是正
 - ・労働生産性や人手不足など、企業規模・業種間の格差の是正
- 海外との関係の変化
 - ・インバウンドの回復を見据えた対応
 - ・経済安全保障等を受けた企業の海外戦略の見直し
 - ・外国人労働者・外国人児童生徒の増加への対応
 - ・不法滞在者等への対応
- 人口減少と少子高齢化の進行
 - ・企業の担い手不足への対応
 - ・地域の担い手不足とコミュニティ機能の低下への対応
 - ・地域公共交通の維持・確保
 - ・集落や社会インフラの管理不全への対応
 - ・元気な高齢者の活躍とフレイル対策
- 東京一極集中から地方分散への動き
 - ・地方への移住・定住、二地域居住の取込み
 - ・都市部人材や企業の取込み
 - ・関係人口の取込み
 - ・スーパーメガリージョン形成による経済効果の最大化
- ライフスタイルや価値観の多様化
 - ・多様な働き方、多様な生き方の促進
 - ・新たなつながりの促進

入札制度等の見直しについて

「地域を支える建設業」検討会議
第45回 全体会議

-
- ① 受注希望型競争入札の実施状況
 - ② 総合評価落札方式の見直し（若手技術者の配置（試行）、ICT活用工事）

受注希望型競争入札の実施状況について

技術管理室

I 受注希望型競争入札の状況

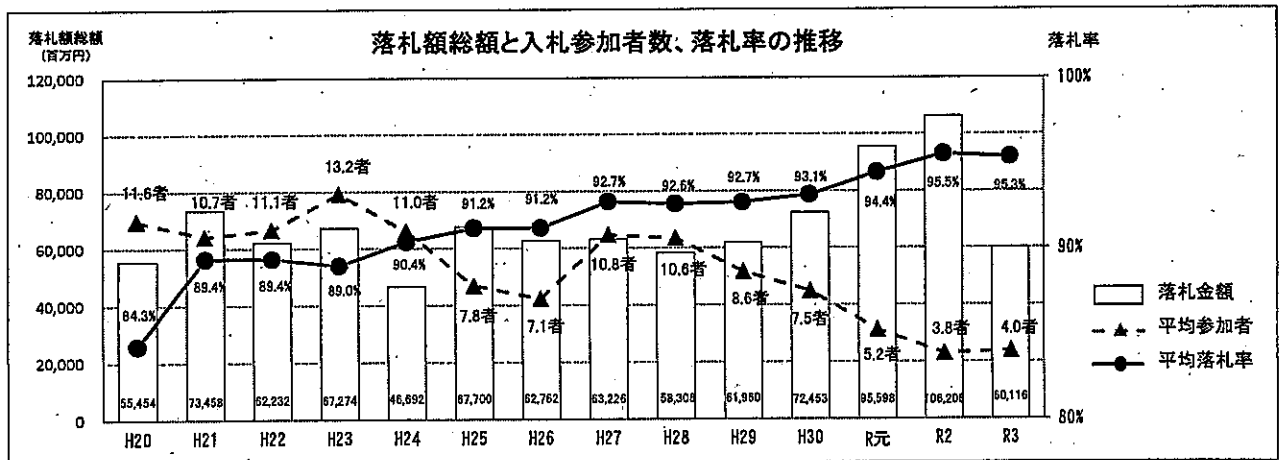
1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注) 集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区分	開札合計 (件)	応札なし	不調	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
令和2年度	4月	107	14	2	91	3.2	96.0
	5月	56	4	0	52	4.8	95.2
	6月	164	7	4	153	5.3	95.5
	7月	268	29	7	232	4.1	95.7
	8月	171	26	4	141	3.1	95.5
	9月	254	43	3	208	3.7	95.5
	10月	162	33	2	127	3.0	95.3
	11月	147	29	4	114	3.0	95.1
	12月	193	31	4	158	3.1	95.7
	1月	194	28	1	165	3.3	95.9
	2月	305	21	4	280	3.9	95.4
	3月	175	6	2	167	5.1	95.0
合計	2,196	271	37	1,888	3.8	95.5	
令和3年度	4月	96	8	1	87	4.4	95.1
	5月	86	8	1	77	4.9	94.9
	6月	168	15	3	150	4.5	95.5
	7月	254	23	7	224	4.6	95.2
	8月	126	22	4	100	3.7	95.4
	9月	209	29	8	172	3.5	95.5
	10月	132	28	2	102	3.2	95.2
	11月	136	20	6	110	3.0	95.9
	12月	155	32	5	118	3.5	95.6
	1月	145	12	2	131	4.0	95.0
合計	1,507	197	39	1,271	4.0	95.3	

(2) 近年の入札状況



※ 令和3年度は1月までの数値

(3) 地域別(10ブロック)の動向

	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	全県
令和2年度	平均参加者数(者)	3.0	2.6	6.9	4.2	3.8	2.6	3.7	4.0	4.2	3.1
	平均落札率(%)	96.3	96.5	94.1	95.1	94.7	98.0	96.1	96.1	94.8	94.7
	地元受注率(件数)(%)	94.0	74.0	93.9	95.2	90.7	81.4	93.5	94.2	94.9	90.4
	地元受注率(金額)(%)	82.5	63.0	83.0	91.8	83.3	59.9	56.2	89.9	85.4	88.7
令和3年度	平均参加者数(者)	4.4	3.0	6.3	4.6	3.3	1.8	3.3	3.8	4.4	4.1
	平均落札率(%)	95.1	95.0	94.1	95.4	95.4	98.9	96.5	96.0	94.5	94.2
	地元受注率(件数)(%)	94.9	88.3	98.9	91.0	94.1	84.1	93.9	94.7	94.4	93.6
	地元受注率(金額)(%)	87.3	72.9	99.9	92.4	75.7	60.0	85.4	92.3	90.5	74.4

※ 令和3年度は1月までの数値

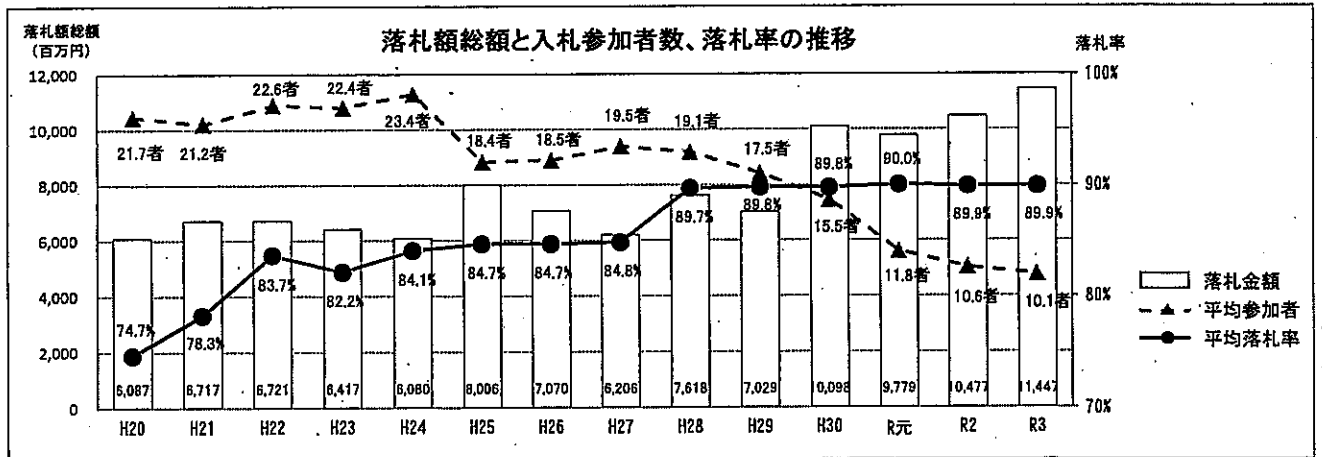
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 令和2・3年度の状況

注) 集計は、開札日を基準としている。(森林整備を除く)

区分	開札合計 (件)	開札結果			平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
		応札なし	不調	契約			
令和2年度	4月	53	0	1	52	14.0	89.9
	5月	72	1	0	71	11.5	89.6
	6月	156	1	2	153	11.2	89.9
	7月	216	5	0	211	11.3	90.0
	8月	151	3	0	148	8.4	89.9
	9月	153	10	2	141	8.7	89.9
	10月	134	12	1	121	7.8	89.8
	11月	158	9	1	148	8.3	90.1
	12月	100	4	0	96	10.0	89.8
	1月	127	1	0	126	13.3	90.0
	2月	185	4	0	181	13.2	89.9
	3月	76	0	0	76	10.8	89.9
	合計	1,581	50	7	1,524	10.6	89.9
令和3年度	4月	113	1	0	112	11.5	89.8
	5月	108	0	0	108	12.2	89.9
	6月	214	4	1	209	12.4	89.7
	7月	288	10	1	277	9.8	89.9
	8月	143	4	2	137	7.3	90.0
	9月	142	9	1	132	8.1	89.9
	10月	112	6	0	106	8.2	90.2
	11月	114	7	1	106	9.5	90.0
	12月	141	2	0	139	10.2	89.9
	1月	129	2	0	127	10.7	89.9
	合計	1,504	45	6	1,453	10.1	89.9

(2) 近年の入札状況



※ 令和3年度は1月までの数値

II 総合評価落札方式の状況 (令和4年1月末現在)

(単位: 件)

区分	平成16~29年度 (~H20試行)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考	
工事	技術等提案型	51	4	8	2	2	技術等提案II型含む
	簡易型	6,211	562	691	772	383	
	簡易II型	-	104	109	71	66	
	地域貢献等	-	-	35	153	192	R1.8以降実施
	計	6,262	670	808	998	643	
委託業務	技術等提案型	69	5	0	0	0	技術等提案II型含む
	簡易型	2,834	581	524	579	562	
	簡易II型	228	346	341	297	275	
	計	3,131	932	865	876	837	
合計	9,393	1,602	1,673	1,874	1,480		

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手技術者の配置（試行））

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承が難しくなり、建設業者の施工能力の低下や品質管理への影響が懸念されるため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 総合評価落札方式において、主任技術者として若手技術者を配置することを評価する取り組みを、平成 27 年 10 月から開始。更に、加点評価を平成 29 年 4 月から試行。しかし、年間約 30 件の試行において加点を申請する者は、2 割未満状況が続いている。（応札者のうち、加点申請者の率 H30 : 16.8%、R1 : 15.6%、R2 : 11.8%）

2 見直し内容

【見直し】

- 若手技術者(40歳未満)の主任技術者への配置について、加点を 0.25 点から 0.5 点へ拡大する（年間 30 件程度で試行）

(現行)		今回 (R4.4~)
評価項目	評価点 (現行)	評価点 (見直し)
若手技術者(40歳未満)の主任技術者の配置	0.25	0.5

【継続】

- 主任技術者に実績の少ない若手技術者(40歳未満)を配置した場合、現場代理人の持つ資格、実績(工事成績、優良表彰)で評価(全案件対象)

【将来構想】

- 若手技術者を現場代理人として配置することにより、当該工事を実績として将来、主任(監理)技術者となるべく経験を積む機会を確保するため、若手技術者(30歳未満)の現場代理人への配置について、加点を検討(試行を検討)

3 実施時期

令和 4 年 4 月の公告案件から適用

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（ICT活用工事）

建設工事におけるICT技術の活用推進を図るため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 令和2年9月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において、「ICT活用工事の実績」を加点評価する取組を開始。
- 令和3年12月までの実施状況において一定の効果は見られるものの、限定的な効果に留まっている。
（実施率 加点表明前：1.5%、周知期間：7.7%、加点開始後：8.1% ※1）
- 令和3年度上半期の公告案件における加点申請は、建設マネジメントで18.5%、技術者要件で5.3%であり、技術者の活用実績が低調であった。

※1 実施率は、取組を周知した令和元年7月の前後の公告案件のうち令和3年12月までに竣工した工事を対象に算出。
加点表明前は平成30年7月～令和1年6月、周知期間は令和1年7月～令和2年8月、
加点開始後は令和2年9月～令和3年9月までにそれぞれ開札した案件のうちICTを活用した工事の率。

2 見直し内容

【見直し】

- ICT技術の活用の更なる拡大を図るため、技術者要件の加点を0.25点から0.5点へ拡大

評価項目	(現行)		今回 (R4.4～)	
	評価点 (現行)		評価点 (見直し)	
建設マネジメント－ICT実績	8,000万円以上 0.25	➔	8,000万円以上 0.25	
技術者要件－ICT実績	8,000万円以上 0.25		8,000万円以上 0.5	

【将来構想】

- ICT実績を加点評価する工事の価格帯拡大や「当該工事において、ICTを活用することを誓約する者」への加点新設などを検討

3 実施時期

令和4年4月の公告案件から適用



公共工事 電子契約の導入について

2022/3/11 Fri

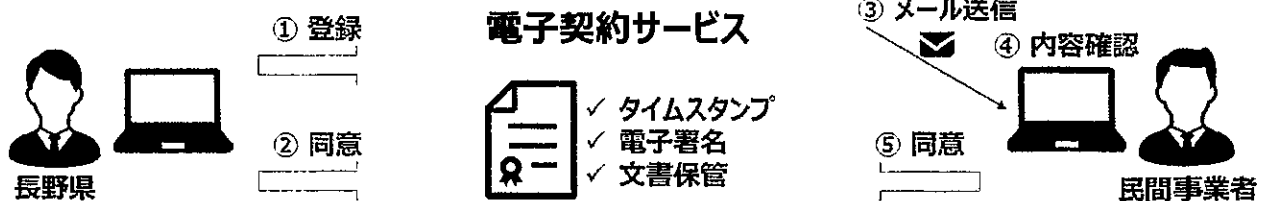
長野県企画振興部DX推進課

電子契約の概要



令和4年夏頃から、公共工事等の契約で電子契約を選択可能に

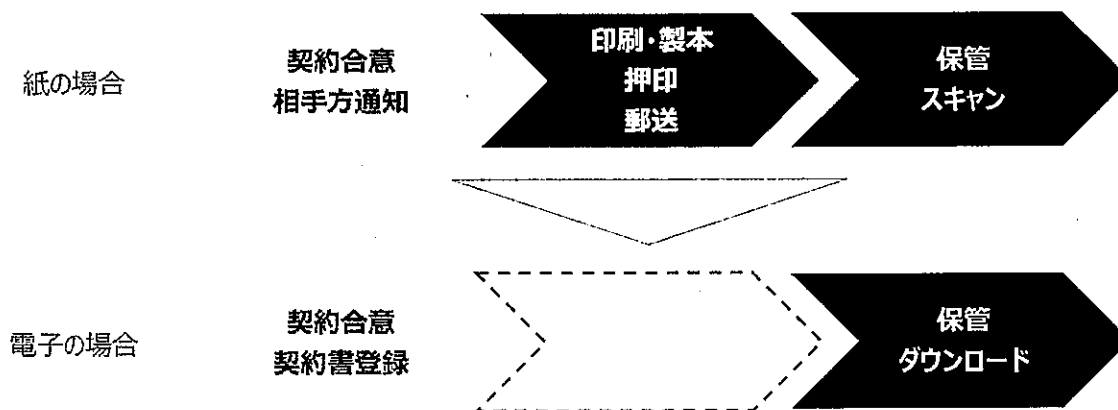
- 電子契約とは、「従来の紙と印鑑の契約業務を電子化すること」です。
- 契約合意までは現在と同じフローで行い、「契約書の取り交わし」をオンラインで行います。
- 県が契約書データを登録・同意すると民間事業者様に電子メールが送信されます。
- 電子メールに記載されたリンクをクリックし、オンラインで内容を確認・同意すると契約を締結できます。
- 電子契約サービスのアカウント登録は不要です。
- 入札時に提出いただく書類（新設）で電子契約用メールアドレスの真正性を確認します。



導入によるメリット



- 紙の契約書で発生していた印刷、製本、収入印紙、郵送等のコストが削減できます。
- 押印や発送作業が不要になりますので、契約事務の効率化や締結スピードアップにつながります。
- 契約書には電子署名・タイムスタンプが付与されますので、証跡が確実です。



DX推進課 / DX推進課

3

対象とする案件



令和4年度は建設工事及び建設コンサルタントを対象

- 令和4年度は、契約件数や印紙代の多い公共工事関係（建設工事及び建設コンサルタント）を対象とします。
- 公共工事関係以外の契約への拡大は、状況を踏まえて今後検討してまいります。

県の契約状況		
対象範囲	契約件数	印紙代
公共工事関係 <small>…工. 事務システムに載っているもの</small>	約6,000件/年	約4,000万円/年
その他の契約 <small>…物品購入等</small>	契約書作成対象である 100万円超える契約は少ない	

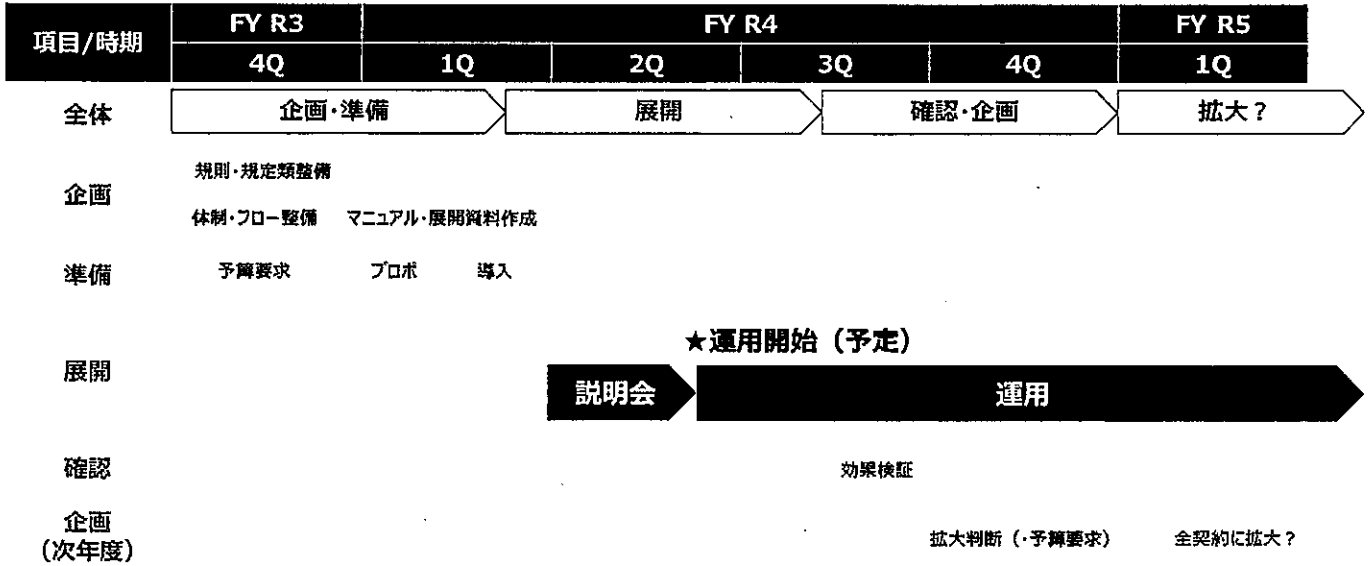
DX推進課 / DX推進課

4

スケジュール



- 運用開始は令和4年夏頃を予定しています。
- 開始にあたり、操作方法等についての説明会をオンラインで実施する予定です。



EOF

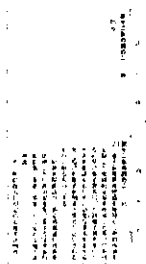
Appendix

(参考) 導入の背景 -なぜ今「電子契約」なのか-

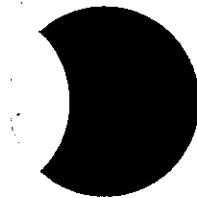


法律や制度の整備により、自治体も
電子署名を用いた契約締結が可能に

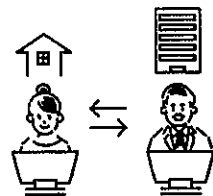
地方自治法
施行規則の改正



グリーゾーン
解消制度



コロナ影響で
需要が加速



(参考) 地方自治法施行規則の改正



- ・ 地方自治体との契約に利用できる電子署名の要件が大幅緩和
- ・ 使用すべき電子証明書を限定することで電子署名を規制していた地方自治法
- ・ 電子証明書の限定が外れ、事業者署名型の電子署名も利用可能に

地方自治体との契約に利用できる電子署名の要件が大幅緩和

地方自治法施行規則が2021年1月9日付で改正・施行され、自治体の契約に利用可能な電子署名の要件が大幅に緩和された。

これまで、新法も本・種別も行った上で発行された電子証明書を用いた電子署名であれば、地方自治体との契約に電子署名を電子化することはできました。しかし、自治体（地方自治法第34条第1項）から自治体施行規則第3条の4の2）定められていた「厳格な電子証明書を要求する規定が、まるごと「【附る】」つまり削除に、

使用すべき電子証明書を限定することで電子署名を規制していた地方自治法

これらにより、自治体は、地方自治法と地方自治法により一律に定められている電子契約サービスを利用し、「民間事業者と契約すること」ができなくなりました。

その理由は、「電子署名」にもとめる要件とは別に、その電子署名とセットで用いるべき「電子証明書」のレベルにいたるまで特定し規制していたため。

電子署名が第1項で定められる「有効な電子署名」ではダメで、「自治体等が利用可能な電子署名」に限定された電子署名の発行が認められ、事実上電子署名の活用が難しくなっていました。

電子証明書の限定が外れ、事業者署名型の電子署名も利用可能に

これにより、これまで「国で定められた

- ・ 国で定められた「国で定められた」事業者署名型の電子署名
- ・ 自治体が発行した「マイナンバー」に基づいた署名型電子署名

であっても、電子署名法第2条第1項の要件が外れたら、地方自治体との契約に利用できることとなります。

出典：CLOUDSIGN「地方自治法施行規則の改正と電子署名の規制緩和 - サインのリ・デザイン」

10 | 地方自治法施行規則の改正

9

(参考) グレーゾーン解消制度



総務省HP

「グレーゾーン解消制度」

「グレーゾーン解消制度」とは、産業競争力強化法に基づき、事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新事業活動を行うよう、具体的な事業計画に照して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度です。

ここでは、様々な電子契約サービスについて、電子署名法第2条第1項への該当性を回答した条件を掲載します。

「グレーゾーン解消制度」に関するウェブサイト(経済産業省)

申請日	回答日	申請事業者	回答等
令和3年1月5日	令和3年2月5日	弁護士ドットコム株式会社	照会書 回答書
令和3年5月11日	令和3年6月11日	アイテック株式会社	照会書 回答書

経産省HP

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管省庁は経済産業省、規制所管省庁は経済産業省、総務省、法務省、財務省となります）。

なお、本制度における回答は、あくまで該当法令における取扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではありません。

10 | 地方自治法施行規則の改正

10

(参考) グレーゾーン解消制度に基づく回答 (電子契約関係)



グレーゾーン解消制度の枠組みにおいて照会のあった様々な電子契約サービスについて、電子署名法第2条第1項への該当性を回答

デジタル庁

お問い合わせ：03-6734-2000

グレーゾーン解消制度に基づく回答

「グレーゾーン解消制度」は、官民共同で取り組む「デジタル庁」が、民間企業や個人事業者と連携して、デジタル庁のウェブサイト上で、国や地方公共団体の電子契約サービスについて、おたがいの権利関係を確認できる仕組みです。

このサービス「グレーゾーン解消サービス」は、デジタル庁のウェブサイト上で、電子署名法第2条第1項への該当性を回答する仕組みです。

2021年12月23日現在、以下のサービスが「グレーゾーン解消サービス」の対象となっています。

- 株式会社 コムネット
 - 事業名: 株式会社コムネット
 - 事業種別: 電子署名サービス
 - 事業所: 東京都港区
 - 代表者: 代表取締役社長 田中 誠
 - 事業内容: 電子署名サービスの提供
- 株式会社 パナソニックデジタルサービス
 - 事業名: パナソニックデジタルサービス株式会社
 - 事業種別: 電子署名サービス
 - 事業所: 東京都港区
 - 代表者: 代表取締役社長 田中 誠
 - 事業内容: 電子署名サービスの提供
- 株式会社 フォトコム
 - 事業名: フォトコム株式会社
 - 事業種別: 電子署名サービス
 - 事業所: 東京都港区
 - 代表者: 代表取締役社長 田中 誠
 - 事業内容: 電子署名サービスの提供
- 株式会社 コムネット
 - 事業名: コムネット株式会社
 - 事業種別: 電子署名サービス
 - 事業所: 東京都港区
 - 代表者: 代表取締役社長 田中 誠
 - 事業内容: 電子署名サービスの提供

5サービスの
該当性が認められている
(2021.12.23時点)

【電子署名法 (電子署名及び認証業務に関する法律)】 第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録

(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

⇒「電子署名」の要件を定義

https://www.digital.go.jp/policies/posts/digitalsign_grayzone

広報戦略、DX Promotion Div

11

(参考) コロナによる需要の加速



●テレワーク導入で電子契約利用が増加

コロナ禍で在宅勤務やテレワークが必須の経営課題となるなか、内閣府が2020年7月に策定した規制改革実施計画には電子署名の活用促進や、地方公共団体の押印手続きの見直しが含まれ、民間企業においても、働き方改革の一環として、業務処理の電子化、押印廃止の動きが進み、電子契約普及の後押しになっています。

電子契約の利用は、調査開始の2015年から徐々に増加傾向にあり、今回、特に在宅勤務、テレワークの影響から、電子署名の利用の有無を問わない何らかの方法で電子契約を利用している割合が増大しました。

電子契約導入にあたってはコスト、システム導入の手間、社内や取引先との調整などの課題が挙げられていますが、いろいろな形態の電子契約サービスが出始めたことで、今後、電子契約の利用割合はさらに高まることが期待されます。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 ニュースリリース

■XTECH

日本情報経済社会推進協会 (XTECH) は、2021年12月23日現在、電子署名法第2条第1項に該当する電子署名サービスは、以下のとおりです。

調査対象企業: 電子署名サービスを提供している企業 (2021年12月23日現在)

調査対象業種: 電子署名サービスを提供している業種 (2021年12月23日現在)

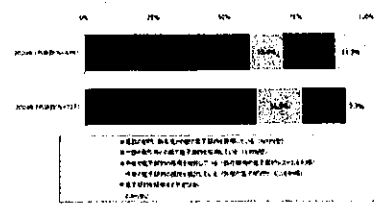
調査対象地域: 電子署名サービスを提供している地域 (2021年12月23日現在)

調査対象企業数: 2021年12月23日現在、電子署名サービスを提供している企業数は、1,000社以上です。

日経クロステック

Q10_3: 電子契約の利用状況 (2020年1月と7月の比較)

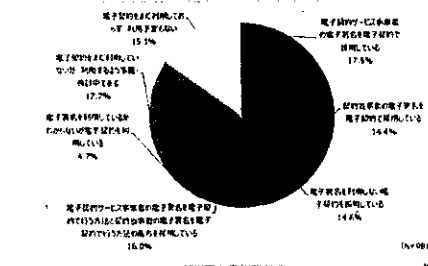
●電子契約「有効活用」については、すでに利用している比率は高くなりつつあり、活用を検討している比率も高くなっています。



企業IT活用動向調査2020

Q14_2: 電子契約の利用状況 (2021年調査)

●コロナ禍の影響と対応に合わせ、電子契約を利用している比率は合計で約7割となっており、前回の約4割から大幅に増加している。



企業IT活用動向調査2021

12

公共工事設計労務単価等の改定について

県が発注する建設工事及び測量・設計等委託業務の予定価格の算定に用いる労務単価及び技術者単価を、令和4年4月1日に改定し適用します。

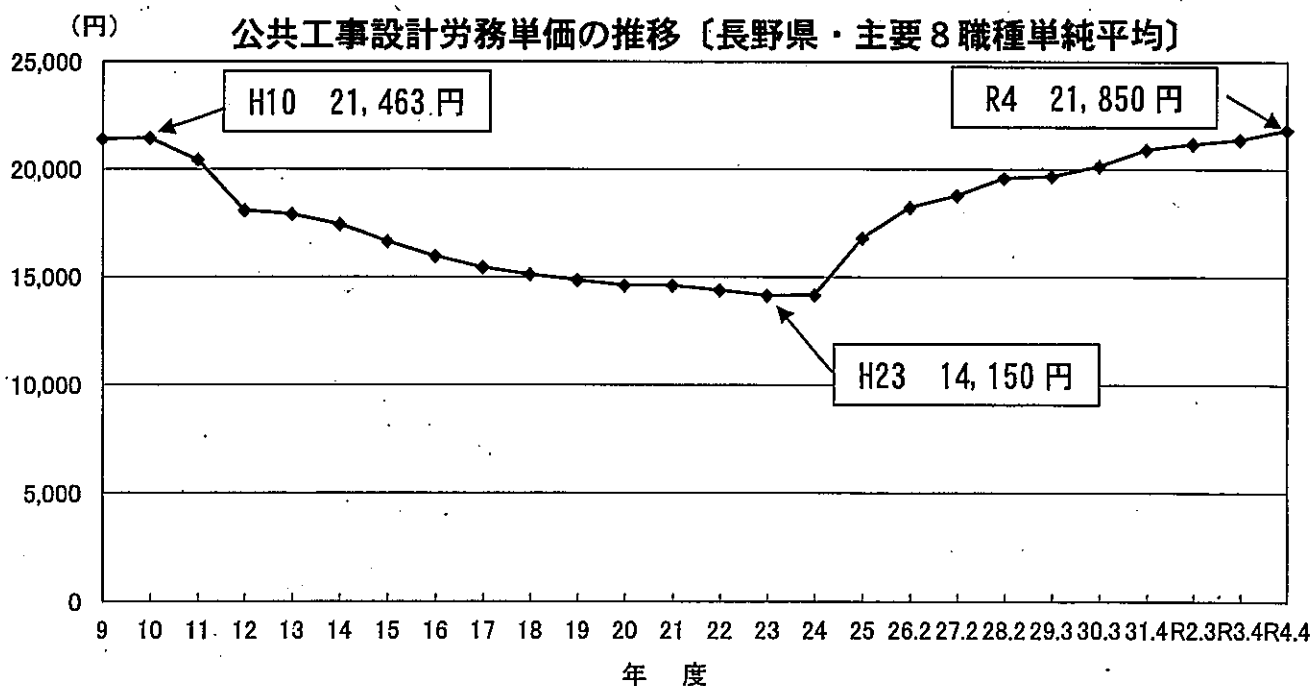
1 建設工事の労務単価

主要8職種[※]の平均労務単価 ～前年度比約2.1%の上昇～

改定日	R2.3.1	R3.4.1 (増減)	R4.4.1 (増減)
長野県	21,188円	21,400円 (+1.0%)	21,850円 (+2.1%)

※ 県の土木工事で多く用いられる特殊作業員、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、運転手(一般)、型枠工の8職種

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、前年度を下回った単価は、前年度単価に据置



2 委託業務の技術者単価

全業種[※]の平均技術者単価 ～前年度比約3.2%の上昇～

改定日	R2.3.1	R3.4.1 (増減)	R4.4.1 (増減)
長野県	23,400円 ～69,800円	24,200円 ～69,800円 (+1.6%)	25,400円 ～70,600円 (+3.2%)

※ 測量、設計、地質調査など建設工事に係る委託業務

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

BIM/CIMの推進について

技術管理室

1 BIM/CIM活用業務・工事の実施状況

R3.12 現在

事業	取組数	R2まで				R3予定			
		測量	調査	設計	工事	測量	調査	設計	工事
道路	83	7				38	1	36	1
河川	11	3				5		2	1
砂防	54	7	2	2		29	2	12	
合計	148	17	2	2	0	72	3	50	2
年度別業務数		21				127			

※発注者指定型：活用モデルとしてBIM/CIM活用を条件として発注

※受注者希望型：契約後の受発注者協議によりBIM/CIMの活用を実施

2 BIM/CIM活用事業の今後の予定（案）

- 補助事業等の規模の大きい事業について、原則、測量段階からBIM/CIMの活用に取り組む
- 上記以外、BIM/CIM活用の効果が期待できる業務等は受注者希望型で発注する
- 業務でBIM/CIMを活用した事業では、原則、ICT施工として工事発注する

3 関係団体との連携

○信州BIM/CIM推進協議会

R4.3.25：第1回総会開催予定

○実務者会議

R3.12.22開催：実際にBIM/CIM活用業務に取り組んでいる中での課題の共有

参加者：発注者40名（飯田建10名、上田建5名ほか）・受注者74名（業務のみ）

○「地域を支える調査設計業」分科会

R3.12.20開催：UAV測量業務の留意事項について意見交換

4 課題と対応（案）

○受注側の対応（測量機器の保有の問題）

→公表する年間発注計画でBIM/CIM指定型について明示する

○測量手法の選定・積算方法（目的に応じた手法の選定）

→発注者指定型は、見積を徴取して仕様・歩掛を決定

○電子納品（大容量データと情報共有） →国でシステムを検討中

○施工者側からの意見聴取 →施工者を含めた協議会（実務者会議等）の場で意見交換

○受発注者のスキルアップ →有効なWeb研修について情報提供、推進協議会で企画

○事務所による取組の差 →BIM/CIM推進リーダーの選定、リーダー講習会実施

ICT活用工事の実施について

技術管理室

1 実施状況

R4.2現在

対象	R元年度			R2年度		
	起工測量	複数組合せ	計	起工測量	複数組合せ	計
土工	3	54	57	7	52	59
舗装工	1	9	10	2	11	13
法面工	3	2	5	2	8	10
その他	1	1	2	3	2	5
計	8	66	74	14	73	87

2 今後の予定 (案)

○『ICT活用工事の実施方針 R3.10 建設部』でICT技術の一部実施を可能とした県独自の取組を見直す。

・令和4年度

- (1)「3次元起工測量のみを実施する場合」 削除
- (2)「ICT建設機械による施工を不要とする場合」 継続
- (3)「3次元出来型管理等の施工管理を不要とする場合」 継続
- (4)「ICT建設機械による施工のみを実施する工事」 継続

・令和5年度以降

ICT活用工事の実施状況を踏まえ、見直しを実施

3 課題と対応 (案)

○ICT活用工事の普及拡大

→県の『ICT活用工事の実施方針』において、ICTを施工プロセスの一部実施で実績とする。

○受発注者のスキルアップ

→現地機関実施の研修を情報共有、県以外で開催される有効な研修の情報提供。

○施工者側の実情把握

→品質確保分科会での意見交換、BIM/CIM推進協議会(部会、実務者会議等)情報共有。

5

建設産業の次世代を担う人づくり推進事業について

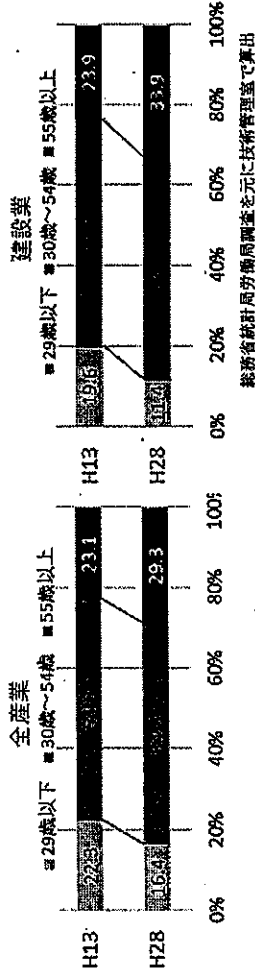
事業概要

(1) 事業の目的

土木・建築等の専門教育を受ける高校生等に対し、実践的・専門的な学びの機会を提供することで、県内の建設産業（建設業・測量設計業など）への就業を促進する。

(2) 事業の必要性

建設産業は他産業に比べ高齢化が進行しているため、将来にわたり社会資本の整備・維持管理や自然災害への対応等を確実に実行していくには、次世代を担う人材を安定的に確保するための就業促進の取組が必要。



(3) 事業内容

産・学・官の連携により、教育現場に必要な専門性を補完するための2つの事業を実施し、実践的な支援を通して直接的に若者に働きかけすることで、建設産業への理解を深め、就業意欲の向上を図る。

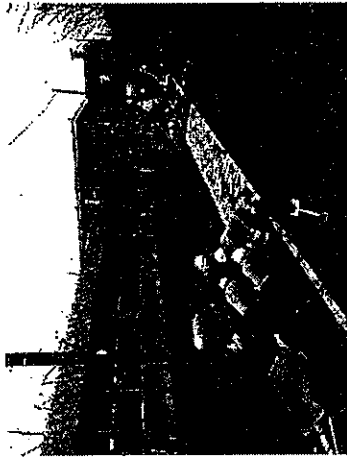
事業	建設技術実践プロジェクト事業 【建設産業の魅力を体験】	建設関係資格取得支援事業 【担い手の育成、離職防止】
対象	建設系学科高校生等	建設系学科高校生等
事業概要	一線で活躍する技術者の指導の下、県が提供する実際の建設現場で、測量・設計・工事のプロセスを実践する機会を提供	「2級土木・建築施工管理技士補」及び「測量士補」の資格取得を支援する試験準備講座を開催
役割	技術者の派遣	企画、講師・会場の手配
分担	資機材(臺機、測量機器等)の提供	会場費等の費用負担
官	カリキュラムの編成、マネジメント	資格取得の動機付け
事業効果	建設現場提供、講師費用負担	講師費用負担
事業効果	県内建設産業への就職率向上	合格率向上、意欲高い即戦力の育成

対象校 / 佐久平総合技術、上田千曲、丸子修学館、上伊那農業、飯田OIDE長姫、木曾青峰、南安農業、池田工業、須坂創成、長野工業、更級農業、中野立志館、下高井農林、長野高専

【2級土木・建築施工管理技士補】土木技術の基礎知識を証明するために必要な国家資格

【測量士補】技術者として基本測量又は公共測量に従事するために必要な国家資格

(4) 事業費 令和4年度予算 2,501千円



建設技術実践プロジェクト事業（上伊那農業高校）



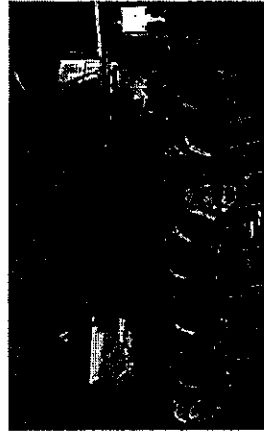
資格試験の準備講座（南安農業高校）

(参考) 中学校のキャリア教育「職場体験学習」と連携した就業促進

将来の担い手を持続的に確保していくためには、より若い年代から建設産業に興味・関心を抱きながら自らの進路を選択していく子どもたちを増やしていくことが必要。そのため、中学校の「職場体験学習」と連携し、多くの中学生に建設の仕事や現場を知ってもらうことで、高校・大学の建設系学科へ進路選択する生徒を増やしていく。

モデル事例【R3年度】

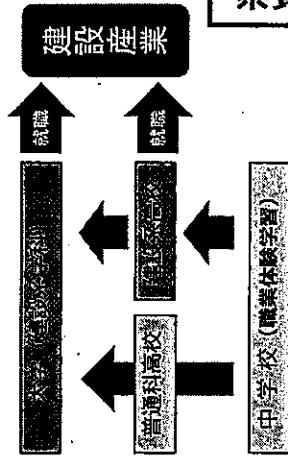
長野県建設業協会青年部会等による千曲市立中学校での「出前講座」



ICT施工のVR体験
360°カメラで撮影した現場映像のVR体験により、ICT施工や現場の臨場感を体感してもらいました

今後の取組【R4年度以降】

- ▶ 現場に受入れて実施する職場体験学習の体験プログラムの検討
- ▶ モデル事例を共有することによる全県での受入れ体制の構築
- ▶ 教育委員会等と連携し、県内中学校への周知（受入れ企業リストへの登録）
- ▶ 実施内容の共有による体験メニューの充実



建設産業を目指す若者の裾野を広げる

建設部におけるDXの取組について

長野県建設部建設政策課技術管理室

1 建設部におけるDX推進の方針

【DX推進の背景】

- 技術革新の進展に伴う行政のデジタル化と、職員の働き方改革の推進
- Withコロナに対応した県業務の非接触・リモート化への転換
- インフラ老朽化、防災・減災、新時代の住まい・まちづくりなど地域の課題解決の加速化
- 激甚化・頻発化する自然災害に対する危機管理体制の強化と災害対応の迅速化
- 建設産業の現場環境改善と、次世代を担う人材確保の促進

【取組の体系】

取組の区分	主な対象者	
(1) 行政手続・サービスの向上	県民	
(2) 建設現場の生産性向上	建設産業	
(3) 業務プロセスの変革・働き方改革	県（職員）	
(4) 災害対応・危機管理体制の強化	県民	
(5) データ活用環境・体制の構築	建設産業	
(6) 建設産業の次世代を担う人材確保	県民（学生等）	

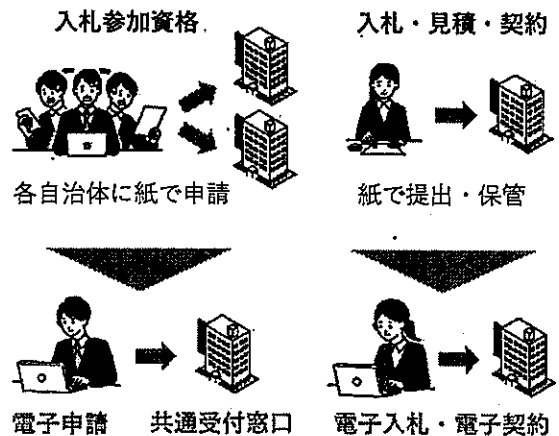
2 主な取組

(1) 行政手続・サービスの向上

公共工事等の入札・契約事務の効率化

市町村との窓口共同化、電子入札・電子契約の推進

- ▶ 入札・契約事務システムの再構築により、市町村との入札参加資格申請窓口の共同化と電子入札の推進を図ることで、事業者の利便性向上を図る
- ▶ 電子契約の導入により、事業者の契約締結に係るコスト軽減と、契約事務の効率化・迅速化を図る

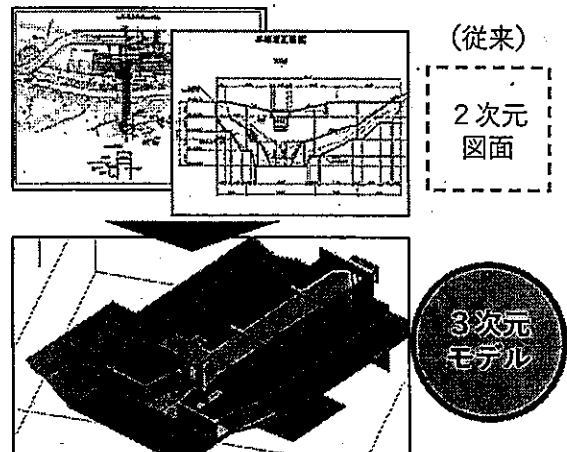


(2) 建設現場の生産性向上

3次元データの活用・ICT施工の導入促進

i-Construction、BIM/CIMの推進

- ▶ 3次元モデルを活用した設計・施工計画の可視化、数量算出の自動化等により、設計・施工ミスの削減と作業の効率化を図る
- ▶ ICT建設機械・UAVレーザー等を活用した施工の自動化、現場管理の省力化により、現場の生産性、安全性の向上を図る



(3) 業務プロセスの変革・働き方改革

新技術を活用した道路管理業務の効率化

除雪業務、道路パトロール等のシステム化

- ▶ 除雪機械へのGPS搭載や運転支援システムの導入より、除雪業務の効率化や安全確保を図る
- ▶ スマートフォンの位置情報を活用した道路パトロール記録のシステム化により、報告書作成の省力化や、修繕箇所の分析に基づく道路管理の効率化を図る

GPS機器搭載

8:00 開始
11:00 終了
10:00 時点

- 作業状況・進捗の見える化
- 大雪時の応援等にも活用
- 稼働実績報告の省力化

【除雪業務の効率化イメージ】

(4) 災害対応・危機管理体制の強化

AIによる洪水予測・ダム事前放流の効率的運用

長野県ダム流入量予測システムの開発・運用

- ▶ AIを活用したダム流入量予測システムの開発により、県管理ダムの的確な防災操作を支援する
- ▶ 洪水の流入量予測とダム空き容量を踏まえ、ダム事前放流等の効率的な運用を図る

AIによる流入量予測

ダム管理システム

ダム操作支援

予測に基づく洪水調節

【ゲート付ダムの洪水調節イメージ】

(5) データ活用環境・体制の構築

インフラデータのオープン化

航空レーザ測量による3次元地形測量データの公開

- ▶ 県全域の3次元地形測量を行い、効率的な土砂災害対策の推進、災害時における迅速な応急対応の検討などに活用する
- ▶ 測量データをオープンデータとして公開することで、民間企業等の新たな技術開発や課題解決を促進する

【航空レーザ測量のイメージ】
(国土地理院ホームページより)

(6) 建設産業の次世代を担う人材確保

VR (Virtual Reality) を活用した職場体験学習

中学生の職場体験学習における建設現場体験

- ▶ 360°カメラの映像を再生するVRコンテンツの導入により、中学生が建設現場を体験
- ▶ 現場や建設機械の迫力・臨場感、ICT機器などの先端技術の模擬体験を通して、自らが働く姿を想像してもらうことにより、建設産業への興味と憧れを醸成

PICK UP

リモコンで重機を操作！ハイテク復旧工事を見てみよう！

ハイテクブルドーザーを、遠隔席から見てみよう！

【長野県建設業協会 VRコンテンツ】

長野県住生活基本計画について

1 趣 旨

県民の豊かな住生活の実現に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である長野県住生活基本計画について、住生活基本計画（全国計画）の変更（令和3年3月閣議決定）を踏まえて見直しを行う。（高齢者居住安定確保計画及び賃貸住宅供給促進計画を内包）

2 計画期間

令和3年度～令和12年度（社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年後に見直し）

3 計画概要

理念と視点	住生活の目標	基本的な施策
<p>【基本理念】 育まれた資源を次世代に引き継ぎ、持続可能な地域共生社会をめざして</p> <p>～しあわせ信州住まい方ビジョン2030の実現～</p> <p>【基本的な視点】 2050ゼロカーボン社会の実現</p> <p>住まい方への大きな潮流の変化を踏まえた対応</p> <p>多様な世代が支えあうコミュニティの形成</p>	1 脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素の住まいづくり 地消地産の住まいづくり 健康長寿の住まいづくり 自然災害に備えた住生活の強靱化
	2 多様な変化やニーズに応じた住まいの選択	<ul style="list-style-type: none"> 移住・二地域居住の推進 ライフステージに応じた住まい選択 住まいの適切な維持管理と空き家の活用 既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大
	3 ひらかれ、つながり、ささえあう暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が健康で安心して生活できる暮らしの実現 《長野県高齢者居住安定確保計画》 多様な世代が支えあう暮らしの実現 信州の魅力を継承する暮らしの実現
	4 誰もが安心して暮らせる住まいの提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域的・社会的ニーズに応じた公営住宅の運営 住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの充実 《長野県賃貸住宅供給促進計画》 非常時における住まいの応急・復旧体制の強化
	5 地域経済を支える住生活関連産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素の住まいづくりを担う地域住宅産業の基盤強化 住生活産業の多角化・成長 先端技術を活用した住産業・経済循環の促進

4 計画のポイント

- 2050ゼロカーボンの実現に向けて、新築住宅ZEH基準適合100%達成を目標に、全国の省エネの取組を先導
- 住宅のライフサイクルにおけるCO2削減の観点から森林資源の一層の活用を促進
- 災害に怯えることのない暮らしと、災害にあったとしても普段どおりの生活が営める強靱な備えの住まい（耐震性の強化、蓄電池の普及）を実現
- 空き家など既存住宅の流通を活性化し、若者・移住者などの信州回帰を図るとともに、子育てしやすい住まいを実現
- まちなかへの居住を誘導しながら、コンパクトなまちづくりを進め、歩いて暮らせる住環境を実現
- 新たに策定する賃貸住宅供給促進計画により、住宅セーフティネットを充実させ、住宅の確保に配慮を要する方々の安定した暮らしを実現

長野県住生活基本計画の概要

【計画期間】令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

住生活の理念・目標と住宅施策の展開

本計画では、「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」を踏まえ、住生活の理念と目標を定めるとともに、以下の一覧に示す通り、住宅施策を総合的かつ計画的に推進します。

住生活の理念と視点	住生活の目標	基本的な施策	住宅施策の展開（主要な施策）	目標達成指標（主要な指標）		
				現状	目標	
【基本理念】 「育まれた資源を次世代に継ぎ、持続可能な地域共生社会をめざして」 ～しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030の実現～	1 脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり I 住まいの姿	1-1 脱炭素の住まいづくり	●住まいの省エネルギー対策の普及・高性能化 ●自給自足を実現する再生可能エネルギーの導入促進 ●信州の気候風土を活かした建築計画の促進 など	●新築住宅のうちZEH基準の省エネルギー性能を有する住宅の割合	— (R2)	100% (R12)
		1-2 地消地産の住まいづくり	●良質な木造住宅の建設促進 ●県産木材等の利用促進 など	●新築住宅（木造在来工法）の県産木材使用率	28.3% (H27-R1平均)	35% (R7-R11平均)
		1-3 健康長寿の住まいづくり	●断熱性能等を備えた住まいづくりの普及促進 ●快適で健康な居住空間の確保 など	●ヒートショックの発生抑制に資する一定の断熱性能を有する住宅ストックの割合	55.7% (H30)	75% (R12)
		1-4 自然災害に備えた住生活の強靱化	●耐震化の促進 ●レジリエンス性（災害に対する強靱性）を備えた住まいの普及促進 ●建築規制の的確な運用と適切な維持保全の指導、啓発 など	●住宅の耐震化率	82.5% (H30)	92% (R7)
	2 多様な変化やニーズに応じた住まいの選択 II 住みこなし	2-1 移住・二地域居住の推進	●信州の豊かな自然を満喫できる二地域居住の促進 ●移住者が行う住宅リフォームの支援等 ●既存住宅を活用した新たな住み手・働き手の誘致 など	●移住・定住促進の取組を記載した空家等対策計画を策定した市町村の割合	66.2% (R2)	80% (R12)
		2-2 ライフステージに応じた住まいの選択	●子育て世帯のための住まい等の確保 ●三世帯同居・近居の普及 ●職住・職育が近接する環境の確保 など	●民間賃貸住宅のうち遮音対策が講じられ、一定の断熱性能を有する住宅の割合	11.3% (H30)	20% (R12)
		2-3 住まいの適切な維持管理と空き家の活用	●既存住宅の維持管理と品質・魅力の向上 ●急増する空き家の活用・除却の促進 など	●市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数	1,177物件 (H27-R2)	2,500物件 (R3-R12)
		2-4 既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大	●既存住宅の性能向上とリフォームの促進 ●安心して既存住宅の取引ができる環境の整備 ●まちなかにある良質な空き家の有効利用 など	●住宅取得者のうち中古住宅を取得した者の割合	13.2% (H30)	20% (R12)
	3 ひらかれ、つながり、ささえあう暮らしの実現 III コミュニティ	3-1 高齢者が健康で安心して生活できる暮らしの実現 《長野県高齢者居住安定確保計画》	●バリアフリーに配慮した生活空間の確保 ●民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実 ●老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など多様な住まい方の支援 など	●高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	60.6% (H30)	70% (R12)
		3-2 多様な世代が支えあう暮らしの実現	●世代間コミュニケーションを大切に多世代居住の促進 ●地域・集落再生の取組を通じたミクストコミュニティの形成 ●地域による単身高齢者等の見守り体制の構築 など	●子世帯と同居・近居している高齢者世帯の割合	36.0% (H30)	40% (R12)
		3-3 信州の魅力を継承する暮らしの実現	●信州の魅力を高める景観の形成 ●信州の農ある暮らしや里山暮らしの普及促進 ●古民家再生など歴史的建造物の保存活用の促進 ●まちなか居住の推進とコンパクトなまちづくり など	●景観行政団体に移行した市町村の割合	31.2% (R2)	40% (R12)
	4 誰もが安心して暮らせる住まいの提供	4-1 地域的・社会的ニーズに応じた公営住宅の運営	●公営住宅の的確な供給 ●公営住宅の計画的な建設、建替えと長寿命化の促進 ●公営住宅の福祉目的活用等の推進 など	●公営住宅の供給量 (新規整備戸数+入居募集戸数)	7,284戸 (H28-R2)	8,300戸 (R3-R7) 16,600戸 (R3-R12)
4-2 住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの充実 《長野県賃貸住宅供給促進計画》		●登録住宅・登録事業者に関する取組 ●市町村居住支援協議会等を通じた居住支援の促進 など	●居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	0.2% (R2)	40% (R12)	
4-3 非常時における住まいの応急・復旧体制の強化		●災害発生時の住まいの確保 ●被災住宅の再建支援 など	●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標戸数	855戸 (R2)	10,000戸 (R12)	
5 地域経済を支える住生活関連産業の発展	5-1 脱炭素の住まいづくりを担う地域住宅産業の基盤強化	●地域住宅産業の基盤強化 ●地域の住まいづくりの担い手確保・育成 ●建設キャリアアップシステムの普及促進 など	●木造在来工法の新築住宅（持ち家）の割合	75.6% (H28-R2平均)	75% 現状維持 (R8-R12平均)	
	5-2 住生活産業の多角化・成長	●住宅ストックビジネスの活性化の促進 ●新たな住生活関連の産業の拡大 など	●リフォーム実施率（持ち家）	29.5% (H26-H30)	35% (R5-R10)	
	5-3 先端技術を活かした住産業・経済循環の促進	●先端技術を活かした住生活の普及・促進 ●先端技術を活かした住生活関連ビジネスの創出 など	●新築住宅のうちZEH基準の省エネルギー性能を有する住宅の割合【再掲】	— (R2)	100% (R12)	

上記の基本的な施策のうち、3-1では「高齢者すまい法」に基づく「長野県高齢者居住安定確保計画」、4-2では「住宅セーフティネット法」に基づく「長野県賃貸住宅供給促進計画」に該当する計画内容を定めます。

信州健康ゼロエネ住宅指針（案）について

建築住宅課

これまでの取り組み

- ふるさと信州・環の住まい基本指針(H21)
環境への負荷の軽減
県産木材活用による地域の産業循環の促進
- 地球温暖化対策条例による取組み(H15~)
環境エネ性能・自然エネ導入の検討義務
一定規模の建築物に対して届出義務

長野県ゼロカーボン戦略（令和3年6月策定）

- 数値目標（県全体）
温室効果ガス正味排出量を“2030年までに6割減※”
※2010年比
- 建物分野（住宅）の目標
2030年 全ての新築住宅のZEH化
2050年 新築：高断熱・高気密化(パッシブハウス相当)
既存：省エネ基準を上回る性能へリフォーム

国の動き

- 2050カーボンニュートラルを宣言
菅総理(当時)が所信表明演説で宣言
- 脱炭素化に向けたあり方検討会(計6回)
2025年 省エネ基準義務化
2030年 ZEH基準義務化(遅くとも2030年までに)
新築戸建住宅の6割に太陽光発電搭載

信州健康ゼロエネ住宅が目指すもの

- ゼロエネルギーを実現する住まい
断熱性能等の確保と再生可能エネルギーの有効活用
- ゼロカーボンに資する住まい
ライフサイクルCO2の最大限の削減
- 地域住宅産業の活性化
信州の気候風土等を活かした多様な住まいづくりの促進
- 地域内循環の創出
県産木材など地域資源の活用、産業・エネルギーの循環
- 健康・快適・安心・安全な暮らしの実現
家族や世代を超えて住み継がれる良質な資産の形成

主な基準

基準項目	最低基準	推奨基準	先導基準
断熱性能(U_A ※1) (参考:厳冬期最低室温)	0.4~0.5 (10℃)	0.28~0.34 (13℃)	0.2~0.23 (15℃)
一次エネルギー消費量削減量	20%以上	25%以上	30%以上
再生可能エネルギーの活用 ※2,※3	一定以上の Iエネルギー削減	ゼロエネ達成	家電考慮で ゼロエネ達成
県産木材の利用	3㎡ 又は30㎡	6割 (0.12㎡/㎡)	8割 (0.16㎡/㎡)
耐震性能	壁量1.25倍	壁量1.5倍	
周辺環境への配慮	見かけ上の最高軒高7m以下 (豪雪地帯の落雪屋根等を除く。)		

※1 U_A : 外皮平均熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$)
 ※2 再生可能エネルギー: 太陽光発電設備及び木質バイオマスを活用した暖房設備
 ※3 木質バイオマスを活用した暖房設備を一次エネルギー消費量計算に反映【県独自の基準】



優れた断熱性能
四季を通して快適で健康的な住まい



恵まれた森林資源
木の温もりの住まい
木質バイオマスの活用

恵まれた自然
五感で感じる
住み心地の良い住まい



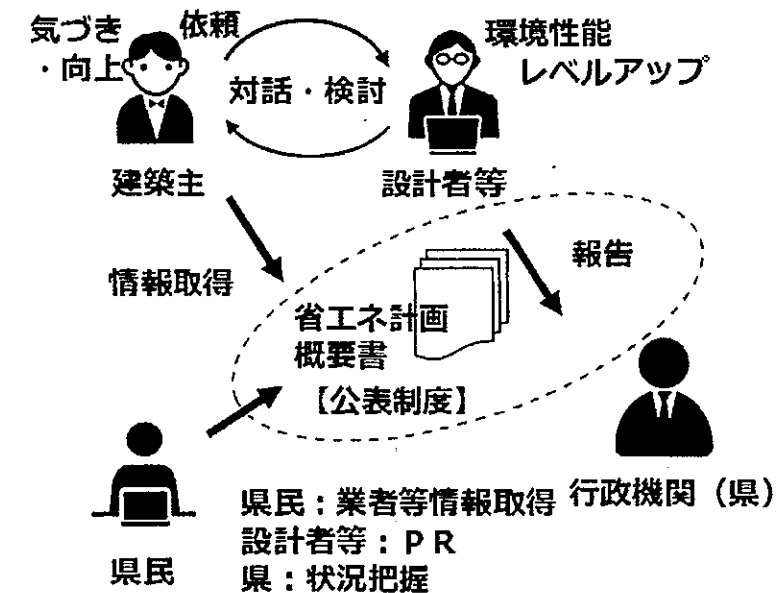
恵まれた日照
エネルギー自給で
家計にやさしい住まい



地球温暖化対策条例の改正による取組み強化

- 建築主の届出義務の拡大
ゼロエネルギー化に向けた検討結果の届出義務の対象床面積を「300㎡以上」に拡大(現行 2,000㎡以上)
- 省エネ計画概要書報告・公表制度の創設
建築士に対し、新築住宅の省エネ設計概要の報告を義務化
県民に対し、当該報告内容を情報提供

省エネ計画概要書報告・公表制度のイメージ



普及に向けての取組

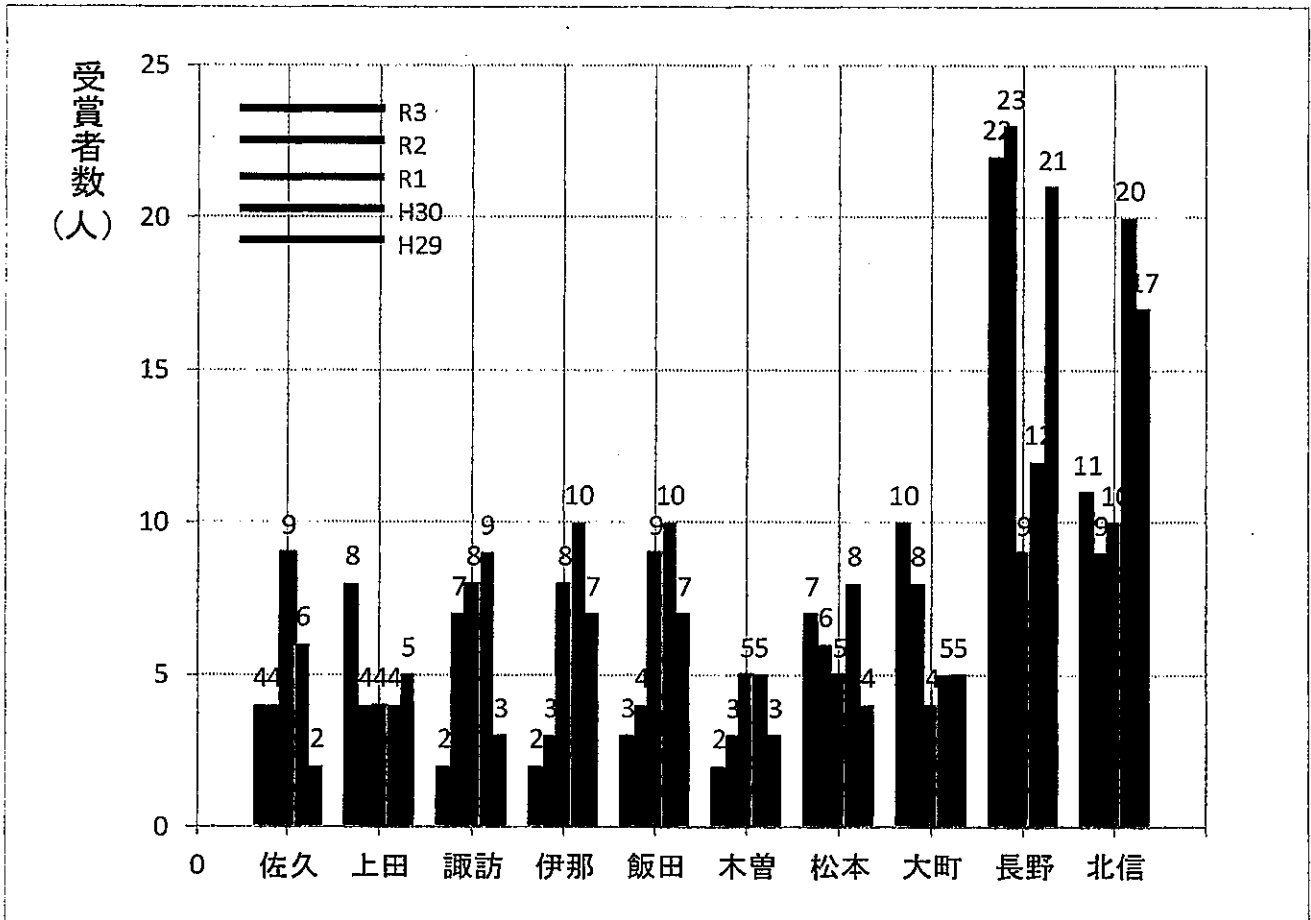
- 県民の啓発・誘導
 - ・ゼロエネ住宅に関する幅広い情報提供による選択誘導
 - ・助成金による誘導
- 事業者の技術力向上等
 - ・ゼロエネに対応した住まいづくりを可能とする担い手の育成
 - ・技術講習会の開催
 - ・優良な事例・事業者の情報発信
- 協働・連携
 - ・市町村や建築関係団体等との協働
 - ・庁内関係部局と強力で連携(健康福祉部、環境部、林務部)
- 条例(長野県地球温暖化対策条例等)
 - ・省エネ計画概要書の報告・公表制度の創設
 - ・2025年以降、早期にZEH基準義務化

2 優良技術者表彰について

「地域を支える建設業」検討会議

10ブロック別 受賞者数

第45回全体会議



10ブロック別 成績評定点工事件数

